

令和6年3月22日 提出

議会案第2号

市長が専決処分できる軽易な事項の指定について
一部を改正することについて

八戸市議会議長 小屋敷 孝 様

提出者	八戸市議会議員	
〃	〃	岡 田 英
〃	〃	田名部 裕 美
〃	〃	長谷川ひろゆき
〃	〃	山之内 悠
〃	〃	高 橋 正 人
〃	〃	石 橋 充 志
〃	〃	藤 川 優 里
〃	〃	壬 生 八十博
〃	〃	上 条 幸 哉
〃	〃	森 園 秀 一
〃	〃	寺 地 則 行
〃	〃	伊 藤 圓 子

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

市長が専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについて

市長が専決処分できる軽易な事項の指定について（昭和41年12月19日議決）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

第3項中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。